

表1
指定避難所の開設・運用の方針(風水害の場合(浸水想定区域内))

	指定 避難所 数	浸水想定区 域内に立地 する指定避難 所数	割合 (%)	浸水想定区域内に立地する指定避難所の発災時における開設・運用の方針 (市町村数で集計)								
				各都道 府県の 市町村 数	浸水想定区 域に立地する 指定避難所 がある市町村 数	割合 (%)	原則として開 設しない(避 難所として想 定していな い)	割合 (%)	避難所として使用する場 合には、災害の状況や施設・敷 地等の被害の状況を踏ま え、必要に応じて安全性の 確認等を行い、想定浸水水 位以上の階などを開設する	割合 (%)	その他	割合 (%)
北海道	5,347	1,700	31.8	179	139	77.7	38	21.2	100	55.9	1	0.6
青森県	2,025	486	24.0	40	26	65.0	14	35.0	12	30.0	0	0.0
岩手県	1,649	281	17.0	33	27	81.8	13	39.4	14	42.4	0	0.0
宮城県	1,560	651	41.7	35	26	74.3	7	20.0	19	54.3	0	0.0
秋田県	1,304	296	22.7	25	19	76.0	7	28.0	12	48.0	0	0.0
山形県	1,207	330	27.3	35	29	82.9	13	37.1	16	45.7	0	0.0
福島県	2,490	362	14.5	59	29	49.2	12	20.3	17	28.8	0	0.0
茨城県	1,595	361	22.6	44	39	88.6	23	52.3	16	36.4	0	0.0
栃木県	1,073	265	24.7	25	22	88.0	10	40.0	12	48.0	0	0.0
群馬県	1,575	429	27.2	35	20	57.1	5	14.3	15	42.9	0	0.0
埼玉県	2,343	1,158	49.4	63	43	68.3	9	14.3	34	54.0	0	0.0
千葉県	2,034	443	21.8	54	34	63.0	14	25.9	20	37.0	0	0.0
東京都	3,231	1,288	39.9	62	40	64.5	16	25.8	19	30.6	5	8.1
神奈川県	1,332	330	24.8	33	18	54.5	2	6.1	16	48.5	0	0.0
新潟県	1,890	791	41.9	30	24	80.0	5	16.7	19	63.3	0	0.0
富山県	1,056	595	56.3	15	14	93.3	2	13.3	12	80.0	0	0.0
石川県	887	304	34.3	19	17	89.5	2	10.5	15	78.9	0	0.0
福井県	839	460	54.8	17	17	100.0	1	5.9	16	94.1	0	0.0
山梨県	793	191	24.1	27	13	48.1	5	18.5	8	29.6	0	0.0
長野県	3,175	755	23.8	77	47	61.0	18	23.4	29	37.7	0	0.0
岐阜県	1,986	875	44.1	42	37	88.1	6	14.3	31	73.8	0	0.0
静岡県	1,693	653	38.6	35	30	85.7	7	20.0	23	65.7	0	0.0
愛知県	3,099	1,194	38.5	54	36	66.7	8	14.8	28	51.9	0	0.0
三重県	1,504	478	31.8	29	27	93.1	3	10.3	24	82.8	0	0.0
滋賀県	926	357	38.6	19	17	89.5	1	5.3	16	84.2	0	0.0
京都府	1,160	487	42.0	26	23	88.5	3	11.5	20	76.9	0	0.0
大阪府	2,753	1,221	44.4	43	33	76.7	5	11.6	28	65.1	0	0.0
兵庫県	2,506	924	36.9	41	40	97.6	5	12.2	35	85.4	0	0.0
奈良県	1,121	181	16.1	39	26	66.7	5	12.8	21	53.8	0	0.0
和歌山県	1,557	450	28.9	30	25	83.3	5	16.7	20	66.7	0	0.0
鳥取県	538	195	36.2	19	11	57.9	0	0.0	11	57.9	0	0.0
島根県	1,296	293	22.6	19	15	78.9	1	5.3	14	73.7	0	0.0
岡山県	1,718	519	30.2	27	23	85.2	7	25.9	16	59.3	0	0.0
広島県	2,047	472	23.1	23	16	69.6	2	8.7	14	60.9	0	0.0
山口県	1,217	294	24.2	19	18	94.7	3	15.8	15	78.9	0	0.0
徳島県	1,106	532	48.1	24	19	79.2	2	8.3	17	70.8	0	0.0
香川県	681	227	33.3	17	15	88.2	2	11.8	13	76.5	0	0.0
愛媛県	2,100	546	26.0	20	18	90.0	5	25.0	13	65.0	0	0.0
高知県	1,663	383	23.0	34	16	47.1	1	2.9	15	44.1	0	0.0
福岡県	2,759	1,014	36.8	60	51	85.0	6	10.0	45	75.0	0	0.0
佐賀県	574	260	45.3	20	17	85.0	2	10.0	15	75.0	0	0.0
長崎県	1,400	105	7.5	21	15	71.4	4	19.0	11	52.4	0	0.0
熊本県	1,246	382	30.7	45	31	68.9	6	13.3	25	55.6	0	0.0
大分県	1,268	303	23.9	18	15	83.3	2	11.1	13	72.2	0	0.0
宮崎県	1,279	244	19.1	26	15	57.7	5	19.2	10	38.5	0	0.0
鹿児島県	1,966	155	7.9	43	18	41.9	4	9.3	14	32.6	0	0.0
沖縄県	717	34	4.7	41	7	17.1	2	4.9	5	12.2	0	0.0
合計	79,285	24,254	30.6	1,741	1,257	72.2	318	18.3	933	53.6	6	0.3

表2

指定避難所の開設・運用の方針(風水害の場合(土砂災害警戒区域内))

	指定 避難所 数	土砂災害警 戒区域内に 立地する指定 避難所数	割合 (%)	土砂災害警戒区域内に立地する指定避難所の発災時における開設・運用の方針 (市町村数で集計)								
				各都道 府県の 市町村 数	土砂災害警 戒区域に立 地する指定避 難所がある市 町村数	割合 (%)	原則として開 設しない(避 難所として想 定していな い)	割合 (%)	避難所として使用する場 合には、災害の状況や施設・敷 地等の被害の状況を踏ま え、必要に応じて安全性の 確認等を行い、開設する	割合 (%)	その他	割合 (%)
北海道	5,347	338	6.3	179	79	44.1	30	16.8	49	27.4	0	0.0
青森県	2,025	170	8.4	40	21	52.5	13	32.5	8	20.0	0	0.0
岩手県	1,649	164	9.9	33	27	81.8	13	39.4	14	42.4	0	0.0
宮城県	1,560	284	18.2	35	24	68.6	9	25.7	14	40.0	1	2.9
秋田県	1,304	130	10.0	25	21	84.0	7	28.0	14	56.0	0	0.0
山形県	1,207	89	7.4	35	23	65.7	13	37.1	10	28.6	0	0.0
福島県	2,490	242	9.7	59	37	62.7	10	16.9	27	45.8	0	0.0
茨城県	1,595	57	3.6	44	23	52.3	8	18.2	15	34.1	0	0.0
栃木県	1,073	51	4.8	25	11	44.0	5	20.0	6	24.0	0	0.0
群馬県	1,575	121	7.7	35	16	45.7	5	14.3	11	31.4	0	0.0
埼玉県	2,343	92	3.9	63	22	34.9	8	12.7	14	22.2	0	0.0
千葉県	2,034	71	3.5	54	29	53.7	9	16.7	19	35.2	1	1.9
東京都	3,231	182	5.6	62	37	59.7	13	21.0	19	30.6	5	8.1
神奈川県	1,332	324	24.3	33	18	54.5	3	9.1	15	45.5	0	0.0
新潟県	1,890	261	13.8	30	21	70.0	3	10.0	18	60.0	0	0.0
富山県	1,056	116	11.0	15	10	66.7	4	26.7	6	40.0	0	0.0
石川県	887	95	10.7	19	11	57.9	4	21.1	6	31.6	1	5.3
福井県	839	175	20.9	17	17	100.0	2	11.8	14	82.4	1	5.9
山梨県	793	176	22.2	27	22	81.5	10	37.0	12	44.4	0	0.0
長野県	3,175	835	26.3	77	65	84.4	20	26.0	45	58.4	0	0.0
岐阜県	1,986	399	20.1	42	31	73.8	10	23.8	18	42.9	3	7.1
静岡県	1,693	305	18.0	35	26	74.3	8	22.9	18	51.4	0	0.0
愛知県	3,099	110	3.5	54	20	37.0	4	7.4	16	29.6	0	0.0
三重県	1,504	304	20.2	29	21	72.4	4	13.8	17	58.6	0	0.0
滋賀県	926	87	9.4	19	11	57.9	1	5.3	10	52.6	0	0.0
京都府	1,160	154	13.3	26	18	69.2	1	3.8	16	61.5	1	3.8
大阪府	2,753	88	3.2	43	23	53.5	7	16.3	16	37.2	0	0.0
兵庫県	2,506	441	17.6	41	33	80.5	8	19.5	25	61.0	0	0.0
奈良県	1,121	222	19.8	39	25	64.1	1	2.6	24	61.5	0	0.0
和歌山県	1,557	670	43.0	30	29	96.7	5	16.7	24	80.0	0	0.0
鳥取県	538	75	13.9	19	11	57.9	2	10.5	9	47.4	0	0.0
島根県	1,296	401	30.9	19	19	100.0	3	15.8	16	84.2	0	0.0
岡山県	1,718	350	20.4	27	23	85.2	7	25.9	15	55.6	1	3.7
広島県	2,047	694	33.9	23	22	95.7	5	21.7	15	65.2	2	8.7
山口県	1,217	356	29.3	19	18	94.7	6	31.6	12	63.2	0	0.0
徳島県	1,106	274	24.8	24	17	70.8	1	4.2	16	66.7	0	0.0
香川県	681	81	11.9	17	15	88.2	2	11.8	13	76.5	0	0.0
愛媛県	2,100	583	27.8	20	20	100.0	6	30.0	14	70.0	0	0.0
高知県	1,663	626	37.6	34	28	82.4	4	11.8	24	70.6	0	0.0
福岡県	2,759	234	8.5	60	37	61.7	5	8.3	32	53.3	0	0.0
佐賀県	574	64	11.1	20	8	40.0	0	0.0	8	40.0	0	0.0
長崎県	1,400	396	28.3	21	21	100.0	4	19.0	17	81.0	0	0.0
熊本県	1,246	170	13.6	45	28	62.2	6	13.3	22	48.9	0	0.0
大分県	1,268	226	17.8	18	17	94.4	3	16.7	14	77.8	0	0.0
宮崎県	1,279	237	18.5	26	22	84.6	6	23.1	15	57.7	1	3.8
鹿児島県	1,966	380	19.3	43	34	79.1	9	20.9	25	58.1	0	0.0
沖縄県	717	59	8.2	41	12	29.3	3	7.3	9	22.0	0	0.0
合計	79,285	11,959	15.1	1,741	1,123	64.5	310	17.8	796	45.7	17	1.0

表3

指定避難所の開設・運用の方針(地震の場合(土砂災害警戒区域内))

	指定 避難所 数	土砂災害警 戒区域内に 立地する指定 避難所数	割合 (%)	土砂災害警戒区域内に立地する指定避難所の発災時における開設・運用の方針 (市町村数で集計)								
				各都道 府県の 市町村 数	土砂災害警 戒区域に立 地する指定避 難所がある市 町村数	割合 (%)	原則として開 設しない(避 難所として想 定していな い)	割合 (%)	避難所として使用する場合 には、災害の状況や施設・敷 地等の被害の状況を踏ま え、必要に応じて安全性の 確認等を行い、開設する	割合 (%)	その他	割合 (%)
北海道	5,347	338	6.3	179	79	44.1	25	14.0	54	30.2	0	0.0
青森県	2,025	170	8.4	40	21	52.5	8	20.0	13	32.5	0	0.0
岩手県	1,649	164	9.9	33	27	81.8	5	15.2	22	66.7	0	0.0
宮城県	1,560	284	18.2	35	24	68.6	6	17.1	18	51.4	0	0.0
秋田県	1,304	130	10.0	25	21	84.0	6	24.0	15	60.0	0	0.0
山形県	1,207	89	7.4	35	23	65.7	8	22.9	15	42.9	0	0.0
福島県	2,490	242	9.7	59	37	62.7	2	3.4	35	59.3	0	0.0
茨城県	1,595	57	3.6	44	23	52.3	3	6.8	20	45.5	0	0.0
栃木県	1,073	51	4.8	25	11	44.0	4	16.0	7	28.0	0	0.0
群馬県	1,575	121	7.7	35	16	45.7	2	5.7	14	40.0	0	0.0
埼玉県	2,343	92	3.9	63	22	34.9	2	3.2	20	31.7	0	0.0
千葉県	2,034	71	3.5	54	29	53.7	4	7.4	24	44.4	1	1.9
東京都	3,231	182	5.6	62	37	59.7	1	1.6	34	54.8	2	3.2
神奈川県	1,332	324	24.3	33	18	54.5	0	0.0	18	54.5	0	0.0
新潟県	1,890	261	13.8	30	21	70.0	1	3.3	20	66.7	0	0.0
富山県	1,056	116	11.0	15	10	66.7	3	20.0	7	46.7	0	0.0
石川県	887	95	10.7	19	11	57.9	2	10.5	9	47.4	0	0.0
福井県	839	175	20.9	17	17	100.0	1	5.9	15	88.2	1	5.9
山梨県	793	176	22.2	27	22	81.5	0	0.0	22	81.5	0	0.0
長野県	3,175	835	26.3	77	65	84.4	10	13.0	55	71.4	0	0.0
岐阜県	1,986	399	20.1	42	31	73.8	4	9.5	26	61.9	1	2.4
静岡県	1,693	305	18.0	35	26	74.3	4	11.4	22	62.9	0	0.0
愛知県	3,099	110	3.5	54	20	37.0	0	0.0	19	35.2	1	1.9
三重県	1,504	304	20.2	29	21	72.4	2	6.9	19	65.5	0	0.0
滋賀県	926	87	9.4	19	11	57.9	1	5.3	10	52.6	0	0.0
京都府	1,160	154	13.3	26	18	69.2	0	0.0	17	65.4	1	3.8
大阪府	2,753	88	3.2	43	23	53.5	1	2.3	22	51.2	0	0.0
兵庫県	2,506	441	17.6	41	33	80.5	3	7.3	30	73.2	0	0.0
奈良県	1,121	222	19.8	39	25	64.1	0	0.0	25	64.1	0	0.0
和歌山県	1,557	670	43.0	30	29	96.7	2	6.7	27	90.0	0	0.0
鳥取県	538	75	13.9	19	11	57.9	0	0.0	11	57.9	0	0.0
島根県	1,296	401	30.9	19	19	100.0	4	21.1	15	78.9	0	0.0
岡山県	1,718	350	20.4	27	23	85.2	4	14.8	18	66.7	1	3.7
広島県	2,047	694	33.9	23	22	95.7	3	13.0	18	78.3	1	4.3
山口県	1,217	356	29.3	19	18	94.7	2	10.5	16	84.2	0	0.0
徳島県	1,106	274	24.8	24	17	70.8	2	8.3	15	62.5	0	0.0
香川県	681	81	11.9	17	15	88.2	0	0.0	15	88.2	0	0.0
愛媛県	2,100	583	27.8	20	20	100.0	4	20.0	16	80.0	0	0.0
高知県	1,663	626	37.6	34	28	82.4	1	2.9	27	79.4	0	0.0
福岡県	2,759	234	8.5	60	37	61.7	5	8.3	32	53.3	0	0.0
佐賀県	574	64	11.1	20	8	40.0	0	0.0	8	40.0	0	0.0
長崎県	1,400	396	28.3	21	21	100.0	4	19.0	17	81.0	0	0.0
熊本県	1,246	170	13.6	45	28	62.2	4	8.9	24	53.3	0	0.0
大分県	1,268	226	17.8	18	17	94.4	2	11.1	15	83.3	0	0.0
宮崎県	1,279	237	18.5	26	22	84.6	3	11.5	19	73.1	0	0.0
鹿児島県	1,966	380	19.3	43	34	79.1	9	20.9	25	58.1	0	0.0
沖縄県	717	59	8.2	41	12	29.3	3	7.3	9	22.0	0	0.0
合計	79,285	11,959	15.1	1,741	1,123	64.5	160	9.2	954	54.8	9	0.5

表4

指定避難所の開設・運用の方針(地震の場合(津波災害警戒区域内))

	指定 避難所 数	津波災害警 戒区域内に 立地する指定 避難所数	割合 (%)	津波災害警戒区域内に立地する指定避難所の発災時における開設・運用の方針 (市町村数で集計)								
				各都道 府県の 市町村 数	津波災害警 戒区域内に立 地する指定避 難所がある市 町村数	割合 (%)	原則として開 設しない(避 難所として想 定していな い)	割合 (%)	避難所として使用する場 合には、災害の状況や施設・敷 地等の被害の状況を踏ま え、必要に応じて安全性の 確認等を行い、想定浸水水 位以上の階などを開設する	割合 (%)	その他	割合 (%)
北海道	5,347	258	4.8	179	32	17.9	11	6.1	21	11.7	0	0.0
青森県	2,025	174	8.6	40	17	42.5	13	32.5	4	10.0	0	0.0
岩手県	1,649	34	2.1	33	8	24.2	4	12.1	4	12.1	0	0.0
宮城県	1,560	0	0.0	35	0	—	0	—	0	—	0	—
秋田県	1,304	26	2.0	25	7	28.0	3	12.0	4	16.0	0	0.0
山形県	1,207	19	1.6	35	2	5.7	1	2.9	1	2.9	0	0.0
福島県	2,490	26	1.0	59	5	8.5	3	5.1	2	3.4	0	0.0
茨城県	1,595	19	1.2	44	5	11.4	3	6.8	2	4.5	0	0.0
栃木県	1,073	0	0.0	25	0	—	0	—	0	—	0	—
群馬県	1,575	0	0.0	35	0	—	0	—	0	—	0	—
埼玉県	2,343	0	0.0	63	0	—	0	—	0	—	0	—
千葉県	2,034	56	2.8	54	14	25.9	6	11.1	8	14.8	0	0.0
東京都	3,231	10	0.3	62	3	4.8	2	3.2	1	1.6	0	0.0
神奈川県	1,332	61	4.6	33	8	24.2	1	3.0	7	21.2	0	0.0
新潟県	1,890	112	5.9	30	8	26.7	3	10.0	5	16.7	0	0.0
富山県	1,056	15	1.4	15	4	26.7	2	13.3	2	13.3	0	0.0
石川県	887	33	3.7	19	5	26.3	2	10.5	3	15.8	0	0.0
福井県	839	14	1.7	17	2	11.8	1	5.9	1	5.9	0	0.0
山梨県	793	0	0.0	27	0	—	0	—	0	—	0	—
長野県	3,175	0	0.0	77	0	—	0	—	0	—	0	—
岐阜県	1,986	0	0.0	42	0	—	0	—	0	—	0	—
静岡県	1,693	150	8.9	35	15	42.9	5	14.3	10	28.6	0	0.0
愛知県	3,099	351	11.3	54	15	27.8	2	3.7	13	24.1	0	0.0
三重県	1,504	0	0.0	29	0	—	0	—	0	—	0	—
滋賀県	926	0	0.0	19	0	—	0	—	0	—	0	—
京都府	1,160	1	0.1	26	1	3.8	0	0.0	1	3.8	0	0.0
大阪府	2,753	62	2.3	43	6	14.0	1	2.3	5	11.6	0	0.0
兵庫県	2,506	103	4.1	41	10	24.4	3	7.3	7	17.1	0	0.0
奈良県	1,121	0	0.0	39	0	—	0	—	0	—	0	—
和歌山県	1,557	285	18.3	30	17	56.7	6	20.0	11	36.7	0	0.0
鳥取県	538	4	0.7	19	1	5.3	0	0.0	1	5.3	0	0.0
島根県	1,296	0	0.0	19	0	—	0	—	0	—	0	—
岡山県	1,718	143	8.3	27	6	22.2	4	14.8	2	7.4	0	0.0
広島県	2,047	469	22.9	23	14	60.9	7	30.4	7	30.4	0	0.0
山口県	1,217	137	11.3	19	15	78.9	4	21.1	11	57.9	0	0.0
徳島県	1,106	350	31.6	24	9	37.5	2	8.3	7	29.2	0	0.0
香川県	681	0	0.0	17	0	—	0	—	0	—	0	—
愛媛県	2,100	432	20.6	20	12	60.0	5	25.0	7	35.0	0	0.0
高知県	1,663	0	0.0	34	0	—	0	—	0	—	0	—
福岡県	2,759	25	0.9	60	8	13.3	2	3.3	6	10.0	0	0.0
佐賀県	574	18	3.1	20	4	20.0	0	0.0	4	20.0	0	0.0
長崎県	1,400	82	5.9	21	10	47.6	4	19.0	6	28.6	0	0.0
熊本県	1,246	38	3.0	45	6	13.3	4	8.9	2	4.4	0	0.0
大分県	1,268	135	10.6	18	10	55.6	6	33.3	4	22.2	0	0.0
宮崎県	1,279	106	8.3	26	7	26.9	5	19.2	2	7.7	0	0.0
鹿児島県	1,966	113	5.7	43	18	41.9	7	16.3	11	25.6	0	0.0
沖縄県	717	123	17.2	41	15	36.6	7	17.1	8	19.5	0	0.0
合計	79,285	3,984	5.0	1,741	319	18.3	129	7.4	190	10.9	0	0.0

表5
非常用発電機等の確保状況

	指定 避難所数						
		非常用発電機等を確保		うち非常用発電設備等を 指定避難所や敷地内に 保有		うち協定等による優先利 用により確保	
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
北海道	5,347	3,226	60.3	1,825	34.1	1,405	26.3
青森県	2,025	1,194	59.0	736	36.3	492	24.3
岩手県	1,649	960	58.2	539	32.7	248	15.0
宮城県	1,560	955	61.2	666	42.7	373	23.9
秋田県	1,304	778	59.7	446	34.2	418	32.1
山形県	1,207	780	64.6	600	49.7	142	11.8
福島県	2,490	996	40.0	593	23.8	408	16.4
茨城県	1,595	962	60.3	722	45.3	181	11.3
栃木県	1,073	568	52.9	251	23.4	298	27.8
群馬県	1,575	687	43.6	334	21.2	364	23.1
埼玉県	2,343	1,760	75.1	1,246	53.2	215	9.2
千葉県	2,034	1,656	81.4	1,184	58.2	440	21.6
東京都	3,231	2,262	70.0	1,737	53.8	493	15.3
神奈川県	1,332	1,293	97.1	650	48.8	149	11.2
新潟県	1,890	1,483	78.5	860	45.5	563	29.8
富山県	1,056	612	58.0	224	21.2	369	34.9
石川県	887	581	65.5	305	34.4	352	39.7
福井県	839	628	74.9	314	37.4	280	33.4
山梨県	793	524	66.1	303	38.2	86	10.8
長野県	3,175	952	30.0	414	13.0	445	14.0
岐阜県	1,986	1,036	52.2	753	37.9	70	3.5
静岡県	1,693	1,184	69.9	944	55.8	139	8.2
愛知県	3,099	2,362	76.2	1,030	33.2	1,185	38.2
三重県	1,504	1,046	69.5	647	43.0	309	20.5
滋賀県	926	641	69.2	204	22.0	331	35.7
京都府	1,160	655	56.5	584	50.3	0	0.0
大阪府	2,753	1,826	66.3	1,284	46.6	600	21.8
兵庫県	2,506	1,447	57.7	1,011	40.3	919	36.7
奈良県	1,121	574	51.2	369	32.9	26	2.3
和歌山県	1,557	903	58.0	402	25.8	87	5.6
鳥取県	538	250	46.5	85	15.8	182	33.8
島根県	1,296	424	32.7	158	12.2	176	13.6
岡山県	1,718	525	30.6	245	14.3	78	4.5
広島県	2,047	877	42.8	405	19.8	813	39.7
山口県	1,217	952	78.2	251	20.6	760	62.4
徳島県	1,106	556	50.3	381	34.4	105	9.5
香川県	681	221	32.5	132	19.4	26	3.8
愛媛県	2,100	1,373	65.4	1,032	49.1	374	17.8
高知県	1,663	705	42.4	363	21.8	38	2.3
福岡県	2,759	1,251	45.3	655	23.7	692	25.1
佐賀県	574	212	36.9	141	24.6	120	20.9
長崎県	1,400	582	41.6	191	13.6	442	31.6
熊本県	1,246	654	52.5	400	32.1	103	8.3
大分県	1,268	702	55.4	273	21.5	398	31.4
宮崎県	1,279	354	27.7	110	8.6	127	9.9
鹿児島県	1,966	965	49.1	527	26.8	446	22.7
沖縄県	717	347	48.4	194	27.1	94	13.1
合計	79,285	45,481	57.4	26,720	33.7	16,361	20.6

表6
飲料水の確保状況

	指定 避難所数							避難者が利用 するための飲料 水(ペットボトル 等の備蓄による もの)の備蓄数 ※
		飲料水を確保		うち耐震性貯水槽やプー ルの浄水装置、井戸等を 指定避難所の敷地内に 保有		うち協定等による優先利 用により確保		
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	
北海道	5,347	3,956	74.0	621	11.6	1,652	30.9	687,197
青森県	2,025	1,430	70.6	16	0.8	1,016	50.2	219,953
岩手県	1,649	1,094	66.3	18	1.1	404	24.5	261,504
宮城県	1,560	945	60.6	258	16.5	475	30.4	1,076,230
秋田県	1,304	1,087	83.4	36	2.8	567	43.5	223,424
山形県	1,207	873	72.3	74	6.1	264	21.9	169,373
福島県	2,490	1,437	57.7	122	4.9	741	29.8	370,509
茨城県	1,595	1,127	70.7	212	13.3	301	18.9	754,074
栃木県	1,073	717	66.8	73	6.8	431	40.2	370,648
群馬県	1,575	1,044	66.3	96	6.1	587	37.3	338,769
埼玉県	2,343	2,010	85.8	526	22.4	869	37.1	806,437
千葉県	2,034	1,764	86.7	492	24.2	600	29.5	1,703,291
東京都	3,231	2,468	76.4	1,527	47.3	569	17.6	2,483,191
神奈川県	1,332	1,250	93.8	1,064	79.9	215	16.1	275,988
新潟県	1,890	1,605	84.9	145	7.7	607	32.1	249,345
富山県	1,056	695	65.8	80	7.6	260	24.6	112,711
石川県	887	709	79.9	91	10.3	603	68.0	176,758
福井県	839	726	86.5	125	14.9	349	41.6	74,630
山梨県	793	609	76.8	242	30.5	82	10.3	340,313
長野県	3,175	1,512	47.6	52	1.6	548	17.3	383,944
岐阜県	1,986	1,184	59.6	231	11.6	615	31.0	315,893
静岡県	1,693	1,106	65.3	591	34.9	159	9.4	561,650
愛知県	3,099	2,599	83.9	321	10.4	924	29.8	1,996,465
三重県	1,504	1,250	83.1	214	14.2	469	31.2	337,525
滋賀県	926	790	85.3	50	5.4	600	64.8	385,426
京都府	1,160	794	68.4	21	1.8	3	0.3	679,752
大阪府	2,753	2,033	73.8	178	6.5	382	13.9	3,724,715
兵庫県	2,506	2,014	80.4	362	14.4	1,177	47.0	521,264
奈良県	1,121	765	68.2	90	8.0	157	14.0	192,822
和歌山県	1,557	1,557	100.0	88	5.7	163	10.5	515,234
鳥取県	538	369	68.6	5	0.9	253	47.0	73,995
島根県	1,296	680	52.5	33	2.5	289	22.3	50,889
岡山県	1,718	1,115	64.9	202	11.8	403	23.5	302,045
広島県	2,047	1,540	75.2	167	8.2	1,092	53.3	64,373
山口県	1,217	1,217	100.0	115	9.4	1,082	88.9	153,916
徳島県	1,106	1,098	99.3	42	3.8	344	31.1	305,228
香川県	681	450	66.1	71	10.4	125	18.4	373,408
愛媛県	2,100	1,396	66.5	161	7.7	274	13.0	370,183
高知県	1,663	790	47.5	164	9.9	77	4.6	449,451
福岡県	2,759	2,120	76.8	113	4.1	762	27.6	667,301
佐賀県	574	411	71.6	17	3.0	263	45.8	72,067
長崎県	1,400	911	65.1	26	1.9	490	35.0	170,016
熊本県	1,246	973	78.1	106	8.5	122	9.8	227,133
大分県	1,268	1,023	80.7	113	8.9	228	18.0	246,962
宮崎県	1,279	1,006	78.7	20	1.6	211	16.5	259,188
鹿児島県	1,966	1,259	64.0	87	4.4	715	36.4	226,547
沖縄県	717	404	56.3	12	1.7	44	6.1	495,175
合計	79,285	57,912	73.0	9,470	11.9	22,563	28.5	24,816,912

※令和3年8月6日時点で物資調達・輸送調整等支援システムに入力されている情報を基に集計している

表7
冷房機器の確保状況

	指定 避難所数							エアコン等利用 可能な空調(冷 房機器)の備蓄 台数 ※
		冷房機器を確保		うち災害時に避難者が滞 在することを想定してい る部屋等に、利用可能な 冷房機器を保有		うち協定等による優先利 用により確保		
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	
北海道	5,347	1,437	26.9	830	15.5	818	15.3	62
青森県	2,025	647	32.0	584	28.8	245	12.1	357
岩手県	1,649	517	31.4	339	20.6	119	7.2	37
宮城県	1,560	861	55.2	841	53.9	20	1.3	15
秋田県	1,304	669	51.3	460	35.3	275	21.1	15
山形県	1,207	442	36.6	406	33.6	20	1.7	15
福島県	2,490	1,495	60.0	891	35.8	392	15.7	0
茨城県	1,595	795	49.8	632	39.6	153	9.6	483
栃木県	1,073	641	59.7	531	49.5	166	15.5	19
群馬県	1,575	922	58.5	840	53.3	183	11.6	3
埼玉県	2,343	1,641	70.0	1,501	64.1	275	11.7	879
千葉県	2,034	1,164	57.2	945	46.5	266	13.1	50
東京都	3,231	2,078	64.3	1,960	60.7	383	11.9	102
神奈川県	1,332	722	54.2	632	47.4	61	4.6	13
新潟県	1,890	1,562	82.6	1,212	64.1	592	31.3	20
富山県	1,056	897	84.9	729	69.0	148	14.0	10
石川県	887	697	78.6	415	46.8	429	48.4	149
福井県	839	718	85.6	595	70.9	91	10.8	60
山梨県	793	396	49.9	361	45.5	82	10.3	13
長野県	3,175	942	29.7	739	23.3	167	5.3	45
岐阜県	1,986	895	45.1	793	39.9	211	10.6	127
静岡県	1,693	758	44.8	699	41.3	60	3.5	207
愛知県	3,099	2,217	71.5	1,200	38.7	1,222	39.4	51
三重県	1,504	1,229	81.7	968	64.4	211	14.0	91
滋賀県	926	586	63.3	498	53.8	279	30.1	5
京都府	1,160	857	73.9	829	71.5	0	0.0	2
大阪府	2,753	1,532	55.6	1,414	51.4	151	5.5	2
兵庫県	2,506	1,974	78.8	1,726	68.9	662	26.4	168
奈良県	1,121	755	67.4	593	52.9	62	5.5	149
和歌山県	1,557	960	61.7	955	61.3	52	3.3	239
鳥取県	538	422	78.4	321	59.7	207	38.5	113
島根県	1,296	830	64.0	644	49.7	190	14.7	8
岡山県	1,718	1,210	70.4	983	57.2	86	5.0	556
広島県	2,047	1,486	72.6	1,232	60.2	744	36.3	181
山口県	1,217	1,020	83.8	672	55.2	411	33.8	1
徳島県	1,106	698	63.1	611	55.2	74	6.7	151
香川県	681	475	69.8	338	49.6	27	4.0	112
愛媛県	2,100	1,465	69.8	1,195	56.9	370	17.6	85
高知県	1,663	848	51.0	845	50.8	40	2.4	122
福岡県	2,759	2,088	75.7	1,954	70.8	708	25.7	60
佐賀県	574	388	67.6	360	62.7	30	5.2	10
長崎県	1,400	858	61.3	678	48.4	346	24.7	48
熊本県	1,246	718	57.6	662	53.1	57	4.6	328
大分県	1,268	725	57.2	621	49.0	1	0.1	17
宮崎県	1,279	593	46.4	512	40.0	131	10.2	87
鹿児島県	1,966	984	50.1	931	47.4	370	18.8	0
沖縄県	717	328	45.7	279	38.9	27	3.8	6
合計	79,285	46,142	58.2	37,956	47.9	11,614	14.6	5,273

※令和3年8月6日時点で物資調達・輸送調整等支援システムに入力されている情報を基に集計しており、可搬式のもの(スポットクーラー等)を含む

表8
暖房機器の確保状況

	指定 避難所数							エアコン等利用 可能な空調(暖 房機器)の備蓄 台数 ※
		暖房機器を確保		うち災害時に避難者が滞 在することを想定してい る部屋等に、利用可能な 暖房機器を保有		うち協定等による優先利 用により確保		
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	
北海道	5,347	5,343	99.9	5,058	94.6	1,461	27.3	7,564
青森県	2,025	1,808	89.3	1,731	85.5	719	35.5	1,903
岩手県	1,649	1,344	81.5	1,100	66.7	147	8.9	774
宮城県	1,560	1,223	78.4	1,207	77.4	85	5.4	1,110
秋田県	1,304	1,118	85.7	915	70.2	329	25.2	330
山形県	1,207	1,098	91.0	1,016	84.2	90	7.5	465
福島県	2,490	1,862	74.8	1,501	60.3	453	18.2	143
茨城県	1,595	1,036	65.0	836	52.4	188	11.8	1,089
栃木県	1,073	715	66.6	609	56.8	175	16.3	134
群馬県	1,575	1,097	69.7	1,052	66.8	202	12.8	71
埼玉県	2,343	1,747	74.6	1,506	64.3	346	14.8	1,077
千葉県	2,034	1,258	61.8	1,025	50.4	275	13.5	330
東京都	3,231	2,028	62.8	1,903	58.9	385	11.9	956
神奈川県	1,332	690	51.8	614	46.1	61	4.6	104
新潟県	1,890	1,761	93.2	1,506	79.7	607	32.1	892
富山県	1,056	905	85.7	766	72.5	182	17.2	12
石川県	887	725	81.7	525	59.2	467	52.6	641
福井県	839	802	95.6	618	73.7	112	13.3	30
山梨県	793	526	66.3	474	59.8	86	10.8	387
長野県	3,175	1,632	51.4	1,422	44.8	538	16.9	557
岐阜県	1,986	1,034	52.1	982	49.4	182	9.2	364
静岡県	1,693	721	42.6	674	39.8	65	3.8	87
愛知県	3,099	2,272	73.3	1,313	42.4	1,248	40.3	85
三重県	1,504	1,221	81.2	985	65.5	252	16.8	125
滋賀県	926	582	62.9	483	52.2	288	31.1	7
京都府	1,160	851	73.4	851	73.4	0	0.0	74
大阪府	2,753	1,471	53.4	1,328	48.2	131	4.8	204
兵庫県	2,506	1,931	77.1	1,586	63.3	836	33.4	142
奈良県	1,121	748	66.7	664	59.2	62	5.5	330
和歌山県	1,557	1,021	65.6	959	61.6	99	6.4	428
鳥取県	538	428	79.6	329	61.2	206	38.3	199
島根県	1,296	883	68.1	722	55.7	190	14.7	61
岡山県	1,718	1,181	68.7	1,095	63.7	117	6.8	225
広島県	2,047	1,604	78.4	1,330	65.0	814	39.8	194
山口県	1,217	1,182	97.1	817	67.1	474	38.9	3
徳島県	1,106	741	67.0	639	57.8	90	8.1	323
香川県	681	464	68.1	319	46.8	27	4.0	30
愛媛県	2,100	1,701	81.0	1,672	79.6	400	19.0	222
高知県	1,663	970	58.3	948	57.0	54	3.2	207
福岡県	2,759	2,066	74.9	1,895	68.7	686	24.9	79
佐賀県	574	404	70.4	357	62.2	48	8.4	3
長崎県	1,400	898	64.1	734	52.4	346	24.7	32
熊本県	1,246	724	58.1	657	52.7	75	6.0	274
大分県	1,268	736	58.0	632	49.8	1	0.1	197
宮崎県	1,279	646	50.5	569	44.5	131	10.2	122
鹿児島県	1,966	978	49.7	872	44.4	431	21.9	8
沖縄県	717	129	18.0	96	13.4	0	0.0	8
合計	79,285	56,305	71.0	48,892	61.7	14,161	17.9	22,602

※令和3年8月6日時点で物資調達・輸送調整等支援システムに入力されている情報を基に集計しており、可搬式のもの(ストーブ等)を含む

表9
ガス設備等の確保状況

	指定 避難所数							カセットコンロ及 びカセットボンベ の備蓄数 ※
		ガス設備等を確保		うちガス設備を指定避難 所や敷地内に設置		うち協定等による優先利 用により確保		
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	
北海道	5,347	4,237	79.2	3,268	61.1	1,679	31.4	21,655
青森県	2,025	1,335	65.9	1,060	52.3	583	28.8	771
岩手県	1,649	958	58.1	840	50.9	177	10.7	3,059
宮城県	1,560	929	59.6	748	47.9	501	32.1	19,553
秋田県	1,304	957	73.4	634	48.6	677	51.9	1,130
山形県	1,207	748	62.0	434	36.0	218	18.1	279
福島県	2,490	1,581	63.5	1,245	50.0	590	23.7	389
茨城県	1,595	1,029	64.5	754	47.3	393	24.6	8,365
栃木県	1,073	598	55.7	434	40.4	343	32.0	2,568
群馬県	1,575	1,182	75.0	678	43.0	797	50.6	5,820
埼玉県	2,343	1,777	75.8	1,014	43.3	1,047	44.7	16,849
千葉県	2,034	970	47.7	526	25.9	449	22.1	32,000
東京都	3,231	1,793	55.5	1,084	33.5	414	12.8	55,096
神奈川県	1,332	1,170	87.8	623	46.8	255	19.1	2,650
新潟県	1,890	1,387	73.4	701	37.1	714	37.8	11,011
富山県	1,056	820	77.7	392	37.1	489	46.3	467
石川県	887	714	80.5	388	43.7	534	60.2	4,621
福井県	839	632	75.3	355	42.3	344	41.0	4,332
山梨県	793	529	66.7	467	58.9	164	20.7	1,852
長野県	3,175	1,301	41.0	832	26.2	621	19.6	9,994
岐阜県	1,986	1,067	53.7	748	37.7	585	29.5	7,742
静岡県	1,693	775	45.8	715	42.2	244	14.4	5,093
愛知県	3,099	1,491	48.1	819	26.4	886	28.6	77,165
三重県	1,504	1,098	73.0	778	51.7	502	33.4	15,449
滋賀県	926	587	63.4	256	27.6	495	53.5	1,472
京都府	1,160	907	78.2	866	74.7	164	14.1	999
大阪府	2,753	1,367	49.7	905	32.9	424	15.4	11,390
兵庫県	2,506	1,605	64.0	853	34.0	808	32.2	10,312
奈良県	1,121	677	60.4	567	50.6	179	16.0	552
和歌山県	1,557	781	50.2	700	45.0	138	8.9	2,161
鳥取県	538	428	79.6	291	54.1	292	54.3	642
島根県	1,296	617	47.6	554	42.7	192	14.8	2,835
岡山県	1,718	1,214	70.7	1,006	58.6	419	24.4	1,778
広島県	2,047	1,043	51.0	732	35.8	665	32.5	890
山口県	1,217	1,105	90.8	515	42.3	855	70.3	873
徳島県	1,106	672	60.8	419	37.9	237	21.4	1,978
香川県	681	194	28.5	178	26.1	54	7.9	1,989
愛媛県	2,100	1,444	68.8	1,137	54.1	338	16.1	8,885
高知県	1,663	725	43.6	661	39.7	55	3.3	3,478
福岡県	2,759	1,879	68.1	1,682	61.0	602	21.8	9,918
佐賀県	574	456	79.4	340	59.2	239	41.6	956
長崎県	1,400	957	68.4	741	52.9	561	40.1	461
熊本県	1,246	712	57.1	569	45.7	44	3.5	10,308
大分県	1,268	608	47.9	560	44.2	103	8.1	4,649
宮崎県	1,279	679	53.1	609	47.6	183	14.3	950
鹿児島県	1,966	1,177	59.9	996	50.7	599	30.5	3,990
沖縄県	717	470	65.6	337	47.0	195	27.2	2,842
合計	79,285	49,382	62.3	35,011	44.2	21,047	26.5	392,218

※令和3年8月6日時点で物資調達・輸送調整等支援システムに入力されている情報を基に集計している

表10
通信設備の確保状況

	指定 避難所数	通信設備を確保		うち相互通信が可能な設備を指定避難所や敷地内に設置 ※	
		数	割合(%)	数	割合(%)
北海道	5,347	2,810	52.6	1,973	36.9
青森県	2,025	909	44.9	843	41.6
岩手県	1,649	1,046	63.4	786	47.7
宮城県	1,560	1,207	77.4	1,037	66.5
秋田県	1,304	845	64.8	438	33.6
山形県	1,207	678	56.2	538	44.6
福島県	2,490	1,323	53.1	1,002	40.2
茨城県	1,595	1,004	62.9	805	50.5
栃木県	1,073	686	63.9	594	55.4
群馬県	1,575	1,004	63.7	542	34.4
埼玉県	2,343	1,808	77.2	1,524	65.0
千葉県	2,034	1,784	87.7	1,750	86.0
東京都	3,231	2,569	79.5	2,494	77.2
神奈川県	1,332	1,285	96.5	1,266	95.0
新潟県	1,890	1,332	70.5	1,042	55.1
富山県	1,056	407	38.5	371	35.1
石川県	887	486	54.8	413	46.6
福井県	839	564	67.2	259	30.9
山梨県	793	588	74.1	571	72.0
長野県	3,175	1,031	32.5	680	21.4
岐阜県	1,986	970	48.8	732	36.9
静岡県	1,693	1,358	80.2	1,338	79.0
愛知県	3,099	2,054	66.3	1,908	61.6
三重県	1,504	1,046	69.5	869	57.8
滋賀県	926	438	47.3	232	25.1
京都府	1,160	812	70.0	717	61.8
大阪府	2,753	1,775	64.5	1,632	59.3
兵庫県	2,506	1,724	68.8	1,354	54.0
奈良県	1,121	628	56.0	528	47.1
和歌山県	1,557	508	32.6	438	28.1
鳥取県	538	233	43.3	187	34.8
島根県	1,296	507	39.1	396	30.6
岡山県	1,718	1,109	64.6	732	42.6
広島県	2,047	1,073	52.4	626	30.6
山口県	1,217	577	47.4	386	31.7
徳島県	1,106	534	48.3	386	34.9
香川県	681	508	74.6	363	53.3
愛媛県	2,100	1,117	53.2	751	35.8
高知県	1,663	693	41.7	576	34.6
福岡県	2,759	1,602	58.1	1,209	43.8
佐賀県	574	311	54.2	228	39.7
長崎県	1,400	583	41.6	212	15.1
熊本県	1,246	632	50.7	387	31.1
大分県	1,268	398	31.4	312	24.6
宮崎県	1,279	442	34.6	349	27.3
鹿児島県	1,966	1,258	64.0	595	30.3
沖縄県	717	258	36.0	204	28.5
合計	79,285	46,514	58.7	36,575	46.1

※ 防災行政無線、災害時優先電話、MCA無線(マルチチャンネルアクセス無線)、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等を含む

表11
断水時のトイレ対策の確保状況

	指定 避難所数									携帯トイレや簡 易トイレ等の備 蓄数 ※
		断水時のトイレ対策を確 保		うちマンホールトイレを設 置		うち断水時にプールの 水や雨水等を洗浄水と して使用できるトイレを 設置		うち協定等による、簡易 トイレや仮設トイレ等の 優先利用により確保		
		数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	
北海道	5,347	3,683	68.9	123	2.3	83	1.6	1,663	31.1	272,748
青森県	2,025	988	48.8	144	7.1	2	0.1	668	33.0	102,174
岩手県	1,649	920	55.8	41	2.5	29	1.8	390	23.7	265,784
宮城県	1,560	875	56.1	54	3.5	44	2.8	438	28.1	74,286
秋田県	1,304	891	68.3	14	1.1	3	0.2	329	25.2	21,662
山形県	1,207	628	52.0	29	2.4	0	0.0	141	11.7	174,573
福島県	2,490	1,384	55.6	4	0.2	98	3.9	789	31.7	28,460
茨城県	1,595	1,072	67.2	111	7.0	115	7.2	528	33.1	166,204
栃木県	1,073	641	59.7	14	1.3	94	8.8	428	39.9	74,071
群馬県	1,575	888	56.4	26	1.7	0	0.0	502	31.9	230,834
埼玉県	2,343	1,953	83.4	359	15.3	68	2.9	610	26.0	738,522
千葉県	2,034	1,693	83.2	275	13.5	74	3.6	523	25.7	1,355,234
東京都	3,231	2,565	79.4	1,511	46.8	752	23.3	448	13.9	3,774,848
神奈川県	1,332	1,289	96.8	557	41.8	77	5.8	181	13.6	246,594
新潟県	1,890	1,622	85.8	25	1.3	21	1.1	932	49.3	447,444
富山県	1,056	745	70.5	14	1.3	6	0.6	407	38.5	267,517
石川県	887	654	73.7	40	4.5	44	5.0	472	53.2	103,816
福井県	839	749	89.3	39	4.6	50	6.0	366	43.6	60,408
山梨県	793	580	73.1	42	5.3	51	6.4	135	17.0	138,793
長野県	3,175	1,133	35.7	36	1.1	50	1.6	663	20.9	500,247
岐阜県	1,986	1,001	50.4	130	6.5	36	1.8	403	20.3	272,341
静岡県	1,693	1,007	59.5	99	5.8	72	4.3	203	12.0	1,526,872
愛知県	3,099	2,642	85.3	1,210	39.0	150	4.8	912	29.4	1,141,761
三重県	1,504	1,245	82.8	180	12.0	109	7.2	373	24.8	628,870
滋賀県	926	747	80.7	53	5.7	25	2.7	449	48.5	60,540
京都府	1,160	849	73.2	160	13.8	24	2.1	102	8.8	114,151
大阪府	2,753	2,053	74.6	331	12.0	66	2.4	827	30.0	1,191,246
兵庫県	2,506	1,702	67.9	123	4.9	127	5.1	780	31.1	880,856
奈良県	1,121	685	61.1	108	9.6	56	5.0	105	9.4	40,340
和歌山県	1,557	1,557	100.0	54	3.5	49	3.1	162	10.4	219,476
鳥取県	538	291	54.1	2	0.4	1	0.2	231	42.9	38,370
島根県	1,296	618	47.7	111	8.6	20	1.5	176	13.6	43,803
岡山県	1,718	1,141	66.4	78	4.5	225	13.1	212	12.3	195,527
広島県	2,047	1,272	62.1	18	0.9	0	0.0	882	43.1	70,367
山口県	1,217	1,217	100.0	8	0.7	34	2.8	1,120	92.0	204,215
徳島県	1,106	1,080	97.6	105	9.5	2	0.2	167	15.1	514,817
香川県	681	328	48.2	15	2.2	7	1.0	56	8.2	363,001
愛媛県	2,100	1,603	76.3	229	10.9	72	3.4	416	19.8	99,317
高知県	1,663	742	44.6	47	2.8	57	3.4	54	3.2	1,840,941
福岡県	2,759	1,762	63.9	65	2.4	150	5.4	744	27.0	251,625
佐賀県	574	342	59.6	18	3.1	16	2.8	93	16.2	17,626
長崎県	1,400	718	51.3	8	0.6	24	1.7	468	33.4	126,428
熊本県	1,246	897	72.0	61	4.9	29	2.3	115	9.2	75,816
大分県	1,268	852	67.2	20	1.6	7	0.6	443	34.9	9,573
宮崎県	1,279	915	71.5	32	2.5	3	0.2	125	9.8	243,746
鹿児島県	1,966	958	48.7	2	0.1	9	0.5	558	28.4	70,284
沖縄県	717	429	59.8	20	2.8	66	9.2	19	2.6	130,634
合計	79,285	53,606	67.6	6,745	8.5	3,097	3.9	20,808	26.2	19,416,762

※令和3年8月6日時点で物資調達・輸送調整等支援システムに入力されている情報を基に集計している

避難所機能強化に活用できる主な財政支援

<公立学校施設整備事業>

【令和3年度現在】

1. 防災機能強化事業

対象事業	児童生徒等の避難所として必要な防災機能の強化 ①非構造部材の耐震対策工事(天井材の落下防止、設備機器の移動・転落防止 等) ②児童生徒の安全を確保する上で必要な工事 (避難経路や外階段の設置、転落防止のための柵の設置 等) ③屋外防災施設の整備(備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所 等) ④自家発電設備の整備(避難所指定校への自家発電設備(据置き式に限る。))の整備、既設の太陽光発電への自立運転機能付加)
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については③のみ対象
補助率※1	1/3 下限額～上限額 400万円～2億円 (④のみ、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」(ただし、1校500万円を上限))

2. 新增築事業

対象事業	教室不足、学校統合に伴い必要となる新たな建物の建設
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/2(幼稚園※2は1/3)

3. 改築事業

対象事業	①構造上危険な状態にある建物※3や、耐震力不足建物※4、津波防災地域づくりに関する法律において定める浸水想定区域内の学校で、同法に基づく推進計画の実現のために行う建物の建替え ②南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる公立学校の建物の高台への建替え(津波避難対策緊急事業計画に記載された事業) ③Is 値0.3 未満で補強が困難な建物の建替え等
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	① 1/3 ②③ 1/2

4. 補強事業

対象事業	①地震による倒壊の危険性がある建物の補強(壁・柱・梁の補強・ブレースの設置 等) ②地震対策緊急整備事業計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に基づく、Is 値0.3以上0.7未満の建物の補強 ③地震対策緊急整備事業計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に基づくIs 値0.3 未満の建物の補強
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校 ※幼稚園、特別支援学校(幼・小・中学部)は①、③のみ、特別支援学校(高等部)は①のみ対象
補助率※1	① 1/3 ②1/2 ③ 2/3

5. 長寿命化改良事業

対象事業	構造体の劣化対策を要する建築後40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修 ※計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事を補助対象化
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3

6. 大規模改造事業	
対象事業	老朽化に伴う補修など、既存の建物の改修(老朽改修、空調設置、トイレ改修、バリアフリー化 等)
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3 下限額～上限額 400万円(改修内容により2,000万円、7,000 万円)～ 2億円
7. 太陽光発電等導入事業	
対象事業	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 ①太陽光発電・太陽熱利用・風力発電の設置に必要な工事一式 ②太陽光発電既設置校への蓄電池単体整備
対象施設	公立の幼稚園※2、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校、中等教育学校(後期課程)、高等学校、共同調理場 ※中等教育学校(後期課程)、高等学校については「産業教育施設」のみ対象
補助率※1	1/2 下限額(～上限額) 400万円(～ 1,000万円 ②のみ)
8. 木の教育環境整備	
対象事業	木の教育環境の整備
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3
備考	令和4年度まで
9. 地域・学校連携施設整備事業	
対象事業	地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校
補助率※1	1/3
備考	令和3年度まで
10. 学校給食施設整備事業	
対象事業	単独校調理場、共同調理場の①新增築②改築
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)
補助率※1	① 1/2 ② 1/3
11. 学校体育諸施設整備事業	
対象事業	学校水泳プールの新改築、耐震補強(給排水管の免震処理等)及び中学校武道場の新改築 等
対象施設	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小学部・中学部)
補助率※1	1/3
12. 社会体育施設整備事業	
対象事業	地域スポーツセンター等の新改築及び社会体育施設耐震化事業(①構造体の耐震化(Is値0.7未満の地域スポーツ施設の耐震化(補強)等)②非構造部材の耐震対策等)
対象施設	社会体育施設
補助率※1	1/3 交付対象経費限度額:①2億円、②1億円(過去に①の採択を受けている場合は合計で2億円)
担当部局	1～10 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-2466 11～12 スポーツ庁参事官(地域振興担当) TEL:03-6734-2672

※1 上記において補助率とは『負担金事業における負担割合』及び『交付金事業における算定割合』をいう。 また、原則の補助率のみを記載している。

※2 幼稚園には、幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。

※3 構造上危険な状態にある建物…耐力度調査により耐力度点数が4,500点以下の建物 等

※4 耐力不足建物…耐震診断によりIs 値0.3 未満の建物 等

緊急防災・減災事業債 / 防災対策事業債〔地方債〕

内容	(緊急防災・減災事業債) ・防災基盤の整備事業並びに公共施設等の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等 (防災対策事業債) ・地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設等の耐震化事業等 (対象の一例) ・防災資機材等備蓄施設及び拠点避難地 ・非常用電源 ・緊急時に避難又は退避するための施設 ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等) ・指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等) ・指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設の耐震化
対象	地方公共団体
措置率	(緊急防災・減災事業債) 充当率:100%、交付税措置:70% (防災対策事業債) ①防災基盤整備事業 充当率:75%、交付税措置:30% ※デジタル化関連事業等、津波浸水想定区域移転事業 充当率:90%、交付税措置50% ②公共施設等耐震化事業 充当率:90%、交付税措置:50% ※Is値0.3未満で地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業 充当率:90%、交付税措置:2/3
備考	緊急防災・減災事業債については令和7年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 地方債課 TEL:03-5253-5628

緊急防災・減災事業(特別交付税)

内容	・避難標識、海拔表示板等の整備 ・避難施設の修繕 ・避難施設の資機材等整備(非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等) ・公共施設の耐震診断・調査 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。
対象	地方公共団体
措置率	交付税措置:70%
備考	令和7年度まで
担当部局	総務省 自治財政局 財政課 TEL:03-5253-5613

消防防災施設整備費補助金

内容	耐震性貯水槽、備蓄倉庫等
対象	都道府県（沖縄県を除く）、市町村（一部事務組合等を含む）
補助率	耐震性貯水槽：1／2、備蓄倉庫：1／3（地防法に基づくものは1／2）
備考	・補助対象となる耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の規格は消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第3による（例 備蓄倉庫の延床面積は30㎡以上であること） ・耐震性貯水槽については、地上設置型、飲料水兼用型等についても補助の対象となる ・都道府県分（沖縄県分を除く）及び指定都市分は平成24年度まで地域自主戦略交付金の対象であったが、平成24年度補正予算（第1号）より本補助金の対象 ・沖縄県分は沖縄振興公共投資交付金の対象となる
担当部局	消防庁 消防・救急課 TEL:03-5253-7522

農山漁村地域整備交付金 農地防災事業／農村地域防災減災事業

内容	農山漁村地域整備交付金 農地防災事業（農村災害対策整備事業）：集落の防災安全のため、緊急避難路、緊急避難施設等を整備するもの。
対象	都道府県、市町村、土地改良区等
補助率	1／2等
備考	各事業の実施要件については、農山漁村地域整備交付金実施要領、農村地域防災減災事業実施要領を参照
担当部局	農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 防災班 TEL:03-3502-2210

浜の活力再生・成長促進交付金（うち漁港機能高度化目標）

内容	原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落等において行われる取組に対する支援事業 ○施設整備事業 津波漂流防止施設、避難施設（避難階段、避難路等）、異常気象情報観測・監視施設、防災情報伝達施設、災害時援助施設（避難所、緊急物資保管庫等）、緊急時物資等輸送施設、非常用電源施設等 ○防災対策推進事業 津波・高潮ハザードマップ、避難マニュアル及び避難・災害シミュレーション等の見直し・策定に係る経費等
対象	都道府県、市町村、水産業協同組合
補助率	1／2等
備考	地域防災計画等と整合のとれた事業を支援
担当部局	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班 TEL:03-6744-2392

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

内容	災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション(SS)やLPガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保するための支援制度
対象	①公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設) ②災害発生時に避難困難者が多数生じる施設(医療・福祉施設)等 ③一時避難所となり得る施設等(地方公共団体が災害時に避難所等として協定等を締結した施設)
補助率	2/3(①②のうち中小企業)、1/2(その他)
備考	石油・LPガスのいずれかの燃料備蓄が対象
担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL:03-3501-1320

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

内容	災害時における避難所や防災上中核となる施設等において、災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンの導入等を行う事業に対する補助
対象	①災害時に避難所として活用される国や地方自治体の防災計画指定の施設 ②災害時に防災上中核となる施設 ③国や地方公共団体と協定を締結している(見込みも含む)、災害時に地域住民に空間等を提供する施設
補助率	1/2以内:政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等(※)のうち、 中圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 1/3以内:上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 ※政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等 (1)政府想定地震対象エリア ①南海トラフ地震、②首都直下地震、③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、 ④中部圏・近畿圏直下地震 (2)熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域 (3)政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市
担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室 TEL:03-3501-2963

災害時の対応能力強化に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

内容	災害時における感染症対策として新たに開設された避難所等において、災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンの導入等を行う事業に対する補助
対象	①コロナ禍を受けて、国や地方公共団体と新たに協定を締結した（見込みも含む）、災害時に地域住民に空間等を提供する施設 ②コロナ禍を受けて、災害時に新たに避難所等として活用されることとなった（見込みも含む）、国や地方公共団体の防災計画指定の施設
補助率	1／2以内：政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等（※）のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 1／3以内：上記以外の中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガスの供給を受けている施設 ※政府想定地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等 （1）政府想定地震対象エリア ①南海トラフ地震、②首都直下地震、③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、④中部圏・近畿圏直下地震 （2）熊本地震・北海道胆振東部地震の被害地域 （3）政令指定都市・特別区、中核市、特例市、県庁所在地、中枢中核都市
備考	令和2年度第3次補正予算に係る事業のため、令和3年度末で終了
担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室 TEL：03-3501-2963

都市防災総合推進事業

内容	○地区公共施設等整備 ・地区公共施設（道路又は公園、広場等） ・地区緊急避難施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を含む）
対象	地方公共団体、防災街区整備推進機構等
補助率	1／2（用地費、間接補助は1／3）等
備考	・地区緊急避難施設は、災害時の住民等の緊急的な避難に必要な施設（災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所であること 等） ・指定緊急避難場所に必要な最低限の機能（感染症対策に資する機能を含む。）として整備するものであること ・南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については補助率2／3
担当部局	国土交通省 都市局 都市安全課 TEL：03-5253-8401

都市安全確保拠点整備事業

内容	○洪水、浸水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが高く、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設に限る）の整備を支援。 ○都市計画法に定める特定公益的施設のうち、以下の施設において、安全確保に必要な機能を設置する場合、補助対象となる。 ・災害対応施設（備蓄倉庫等の災害時の用にのみ供する施設） ・特定避難支援施設（医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等の災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設） ・その他安全確保施設（災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分）
対象	地方公共団体（間接交付含む）
補助率	1／2
備考	次の要件を全て満たす地区を補助対象とする。 ・都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設 ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内（DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域）
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL：03-5253-8412

都市再生整備計画事業

内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設）
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	事業費に対して概ね4割（交付金の額は一定の算定方法により算出）
備考	交付対象は市町村が作成した地域のまちづくりに関する計画（都市再生整備計画）に記載された地域生活基盤施設の整備。 次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること ④整備施設が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること ※上記以外についても、都市再生整備計画に基づく地域創造支援事業等として実施することにより交付対象となる場合があります。
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL：03-5253-8412

住宅・建築物安全ストック形成事業

内容	○住宅・建築物耐震改修等事業 ①避難所等の耐震改修に関する事業 小・中学校や公民館など災害時に避難所等として使用されるもののうち、地域防災計画に位置付けられている等の建築物が対象 ②避難所等以外の耐震改修に関する事業
対象	地方公共団体等
補助率	①地方公共団体が実施する場合：国1／3 地方公共団体以外が実施する場合：国1／3、地方1／3 ②地方公共団体が実施する場合：国11.5% 地方公共団体以外が実施する場合：国11.5%、地方11.5%
備考	平成25年11月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、一定の要件（階数2以上かつ3,000㎡以上等）を満たす小・中学校等は、平成27年末までに耐震診断を実施し、その結果を定められた期限までに所管行政庁に報告することが義務づけられました。これらの診断義務付け対象建築物は、社会資本整備総合交付金等による国の補助率が拡充（11.5→1／3）されています。また、都道府県が耐震改修促進計画に避難所等の防災拠点として位置づけられ診断義務付け対象となる場合にも、補助率が拡充されています（1／3→2／5）。
担当部局	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517

下水道総合地震対策事業

内容	災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステム
対象	地方公共団体
補助率	1／2等
備考	・「マンホールシステム」：マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設 ・防災拠点又は避難地について、マンホールを含む下部構造物が補助対象となる。（便器及び仕切り施設（テント等）は除く。）
担当部局	国土交通省 下水道部 下水道事業課 TEL：03-5253-8430

都市構造再編集集中支援事業(令和2年度創設)

内容	○地域生活基盤施設 地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設)
対象	市町村又は都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会
補助率	1/2 (立地適正化計画※の都市機能誘導区域内)、45%(立地適正化計画の居住誘導区域等) ※都市再生特別措置法の規定により、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。
備考	交付対象は「立地適正化計画」に基づき実施する、市町村が作成した地域のまちづくりに関する計画(都市再生整備計画)に記載された地域生活基盤施設の整備。 次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地域に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること ④整備施設が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること ※上記以外についても、都市再生整備計画に基づく地域創造支援事業として実施することにより支援対象となる場合があります。
担当部局	国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL:03-5253-8412

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

内容	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援 ①建築物耐震対策緊急促進事業 大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保を目的とした耐震診断、補強設計、耐震改修(耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの)等に対する支援 ②一時避難場所整備緊急促進事業 水害時の避難者への対応を目的とした避難者の受け入れに付加的に必要なスペース、防災備蓄倉庫、電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水版等の整備に対する支援
対象	地方公共団体等
補助率	①地方公共団体が実施する場合:国1/3等 地方公共団体以外が実施する場合:国1/3、地方1/3等 ②地方公共団体が実施する場合:国1/2 地方公共団体以外が実施する場合:国2/3、地方1/3
備考	事業期間:令和3年度～令和5年度
担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

内容	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。
対象	地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設（庁舎、公立病院、公民館、学校等）
補助率	1号事業：2/3（市区町村等であって、太陽光発電設備・コージェネレーションシステム以外の再生可能エネルギー設備又は未利用エネルギー活用設備の導入事業の場合、又は離島の場合） 1/2（市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合） 1/3（都道府県・指定都市の場合） 2号事業：1/2、上限500万円（事業化調査・計画策定事業の場合）
備考	・本補助事業は令和3～7年度までの事業。
担当部局	（1号、2号事業） 環境省大臣官房環境計画課 TEL：03-5521-8233

○避難所整備に係る防災対策に関する国庫補助事業等一覧

			避難所となる施設等に必要な機能																										
			水(食料・飲料)					照明、電気・ガス								情報通信			トイレ		衛生	寝床・寒さ対策、暑さ対策、バリアフリー			備蓄				
担当省庁		補助事業等名称	補助率	耐震性貯水槽	防火水槽	浄水・耐震プール	防災井戸	貯水槽蛇口	自家発電設備(据置)	自家発電設備(可搬)	太陽光発電設備・風力発電設備・太陽熱利用設備	蓄電池	ガス変換器	燃料貯蔵バルク等(災害用)	調理場(室)		防災無線	衛星電話	校内LAN	トイレ	マンホールトイレ	シャワー	和室	空調整備(冷暖房)	バリアフリー化	備蓄倉庫	備考	国担当部局	
文部科学省	公立学校施設整備事業	新増築	1/2等	△	△			△	△		△	△	△	△			△		△	△		△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-2463	
		改築	1/3等	△	△			△	△		△	△	△	△			△		△	△		△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等		
		地震補強	1/2等																							地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%			
		長寿命化改良事業※1	1/3	△	△			△	△			△	△	△	△	△※2		△		△	△		△	△	△	△	△	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7% 等	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL:03-6734-2466
		大規模改造	1/3等	△	△			△	△		△	△	△	△	△※2		△		△	○		△	△	○	○	△	地方債充当率:75% 交付税措置:30% 等		
		防災機能強化事業	1/3	○	○		○		○											※3	○					○	地方債充当率:90% 交付税措置:約66.7%		
		太陽光発電等導入事業	1/2								○	※4															地方債充当率:90% 交付税措置:30% 等		
		木の教育環境整備	1/3等																				○				地方債充当率:75% 等		
		地域・学校連携施設整備事業	1/3																							○	地方債充当率:75% 等		
		学校給食施設整備事業	1/3等							※5						○												地方債充当率:90% 交付税措置:約8.3% 等	
		学校体育諸施設整備事業	1/3等			○															△		△	※6	△			地方債充当率:75% 交付税措置:50% 等	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) TEL:03-6734-2672
		社会体育施設整備事業	1/3等			○														△		△	※6	○				地方債充当率:75%	
総務省		緊急防災・減災事業債(地方単独事業)	—	○	○		○		※7	※7	※7	※7	指定緊急避難場所及び指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設											○	地方債充当率:100% 交付税措置:70%	総務省自治財政局地方債課 TEL:03-5253-5628			
		防災対策事業債(地方単独事業)	—	○	○		○		※7	※7	※7	※7	指定緊急避難場所及び指定避難所において避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設が対象											○	地方債充当率:75% 交付税措置:30% 等				
		緊急防災・減災事業(特別交付税)	—							※8		※8						※8	※8						※8		※8	交付税措置:70%	総務省自治財政局財政課 TEL:03-5253-5613
消防庁		消防防災施設整備費補助金	1/2、1/3	○																					○		消防庁消防・救急課 TEL:03-5253-7522		
農林水産省		農山漁村地域整備交付金 農地防災事業 (農村災害対策整備事業)	1/2 等		※9																						農村振興局整備部 防災課 防災班 TEL:03-3502-2210		
		農村地域防災減災事業 (農村防災施設整備事業)	1/2 等		※9																								
水産庁		浜の活力再生・成長促進交付金 (漁港機能高度化目標)	1/2 等	原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落において行われる取組の場合に該当するものがある。											原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落において行われる取組の場合に該当するものがある。												漁港漁場整備部 防災漁村課環境整備班 TEL:03-6744-2392		
資源エネルギー庁		災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	1/2、2/3						※10	※10					○										※10			資源エネルギー庁 石油流通課 TEL:03-3501-1320	
		災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	1/2、1/3							※11															※12			資源エネルギー庁 ガス市場整備室 TEL:03-3501-2963	
		災害時の対応能力強化に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	1/2、1/3								※11														※12			資源エネルギー庁 ガス市場整備室 TEL:03-3501-2963	
国土交通省	社会資金等(※13)	都市防災総合推進事業(※14)	1/2、1/3	○			○		○												○					○	都市局都市安全課 TEL:03-5253-8401		
		都市安全確保拠点整備事業(※15)	1/2																								都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412		
		都市再生整備計画事業	概ね4割	○			○		○													○				○	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412		
		住宅・建築物安全ストック形成事業	1/3 等																								住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517		
		下水道総合地震対策事業	1/2 等																			○					下水道部下水道事業課 TEL:03-5253-8430		
		都市構造再編集中支援事業(※16)	1/2 等	○			○		○													○				○	都市局市街地整備課 TEL:03-5253-8412		
		地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(※17)(※18)	1/3、1/2等																								住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL:03-5253-8517		
		地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備導入推進事業	1/2等									○	○											※19			大臣官房環境計画課 TEL:03-5521-8233		

凡例

- :それを目的とした整備が可能
△:新増築、改築、長寿命化改良事業、大規模改造(老朽)とあわせて行う際に補助対象となる
- ※1 計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事が補助対象となる。
※2 校舎と同一棟の場合は補助対象となる。付帯施設は補助対象外となる。
※3 屋外便所の設置に限る。
※4 太陽光発電設備と併せて設置する場合、補助対象となる。ただし、太陽光発電設備既設置校に限り、単体設置が可能。
※5 共同調理場の新增改築と併せて新規に整備する場合に限る。
※6 新増築や改築の場合のみ、柔道場の畳も対象となる。
※7 非常用電源として認知されているものが対象となる。可搬タイプのものは適償性のあるものに限る。
※8 東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適償経費に限る。
※9 集落の防災安全のために必要な施設に限る。

- ※10 自家発電機、空調設備のみの導入は不可、燃料貯蔵設備を導入することが必須の要件。
※11 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムが対象。
※12 災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンが対象。
※13 社会資本整備総合交付金事業等において、上記に印のある施設以外についても、基幹事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業は、効果促進事業として交付対象とできる場合がある。
※14 本事業は指定緊急避難場所が対象であるため、当該避難所が指定緊急避難場所である場合、補助対象となる。
※15 都市計画法に規定する一団地の都市安全確保拠点施設の特定公益施設において、安全確保に必要な機能を設置する場合、補助対象となる。
※16 立地適正化計画の都市機能誘導区域又は居住誘導区域内に整備される場合、補助対象となる。
※17 本事業は避難場所が対象であるため、当該避難所が避難場所を兼ねていて、本事業の要件を満たす場合、補助対象となる。
※18 避難者を外部から受け入れるために付加的に必要なとなる施設・設備の整備費用が補助対象となる。
※19 太陽光発電等の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用する発電設備と合わせて設置する場合、補助対象となる。

この表は、避難所整備に関する防災対策として想定される主な事業を例示したものです。各制度には財政支援等のための要件があり、また、変更もありえますので、詳細についてはそれぞれの制度を所管する省庁に照会・相談して下さい。